

# 海外研修生派遣事業助成金交付要綱

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団

## （目的）

第1条 この要綱は、埼玉県立浦和高等学校同窓会奨学財団（以下「浦高奨学財団」という。）が、埼玉県内の高等学校（以下「高等学校」という。）の海外研修生派遣事業（以下「事業」という。）に対する助成金の交付について、必要な事項を定め、事業の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

## （助成の対象）

第2条 この助成金は、埼玉県内の高等学校の在學生で海外研修に参加する生徒（以下「研修生」という。）を対象とする。

## （助成申請）

第3条 研修生は、助成金の交付を受けようとするときは、別紙様式による助成申請書を県立浦和高等学校同窓会奨学財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 研修生は、前項の助成申請書を提出するに当たっては、あらかじめ、在学する高等学校校長（以下「校長」という。）の推薦を受けなければならない。

## （助成額の決定）

第4条 前条の規定による申請書の提出があった場合は、理事長は、選考委員会での選考結果を受け交付の可否を決定し、研修生にその旨を通知し、交付決定を受けた者に助成金を交付するものとする。

2 選考委員会についての必要な事項は、理事長が別に定める。

## （助成金の返還）

第5条 理事長は、次に掲げる場合には、交付した助成金を返還させることができる。

- （1） 交付の対象となった事業を実施しなかったとき若しくは中止したとき又は実施が不能となったとき。
- （2） 研修生が、本要綱又は本要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合。
- （3） 研修生が、助成金を事業以外の用途に使用した場合。
- （4） 研修生が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。

## （調査及び報告等）

第6条 理事長は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときは、研修生に対して報告を求め、調査を行うことができる。

## （研修成果報告）

第7条 研修生は、事業が完了した日から30日を経過した日までに、研修成果報告書を理事長に提出しなければならない。

## （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則 この要綱は平成25年6月17日から施行する。

2 この要綱は、平成25年11月16日に一部変更する。

3 この要綱は、平成26年4月1日に一部変更する。